

共用部分の計算書

算定期間	年月日から		※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分	
	年月日まで			氏名又は 名称		個人番号又は 法人番号			
※	事業所等の名称			事業所等の所在地					
専用部分の延べ面積	①		m <sup>2</sup>	③の内訳					⑦
①のうち当該事業所部分の延べ面積	②		m <sup>2</sup>	消防設備等に係る共用床面積				㉠	m <sup>2</sup>
非課税に係る共用床面積	③		m <sup>2</sup>	防災に関する設備等		全部が非課税となる共用床面積		㉡	m <sup>2</sup>
③以外の共用床面積	④		m <sup>2</sup>			2分の1が非課税となる共用床面積		㉢	( $\times \frac{1}{2}$ )
共用床面積の合計 (③+④)	⑤		m <sup>2</sup>	㉠～㉢以外の非課税に係る共用床面積				㉣	m <sup>2</sup>
事業所床面積となる共用床面積 ( $④ \times \frac{②}{①}$ )	⑥		m <sup>2</sup>	合計 (㉠～㉣)				㉤	m <sup>2</sup>
※	事業所等の名称			事業所等の所在地					
専用部分の延べ面積	①		m <sup>2</sup>	③の内訳					⑦
①のうち当該事業所部分の延べ面積	②		m <sup>2</sup>	消防設備等に係る共用床面積				㉠	m <sup>2</sup>
非課税に係る共用床面積	③		m <sup>2</sup>	防災に関する設備等		全部が非課税となる共用床面積		㉡	m <sup>2</sup>
③以外の共用床面積	④		m <sup>2</sup>			2分の1が非課税となる共用床面積		㉢	( $\times \frac{1}{2}$ )
共用床面積の合計 (③+④)	⑤		m <sup>2</sup>	㉠～㉢以外の非課税に係る共用床面積				㉣	m <sup>2</sup>
事業所床面積となる共用床面積 ( $④ \times \frac{②}{①}$ )	⑥		m <sup>2</sup>	合計 (㉠～㉣)				㉤	m <sup>2</sup>

#### 第44号様式別表4記載要領

- 1 この計算書は、事業所用家屋である家屋に事業所等の用に供する部分(以下「事業所部分」という。)に係る共同の用に供する部分(以下「共用部分」という。)がある場合に第44号様式別表1に添付すること。  
したがって、一の事業所等が家屋全体を専用している場合又は家屋の一部を専用しているが共用部分がない場合は、添付の必要がないものであること。
- 2 ※印の欄は記載しないこと。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 4 ①の欄は、共用部分以外の部分(以下「専用部分」という。)で⑤の欄の共用部分に関連を有する専用部分の延べ面積(1平方メートルの100分の1未満は切り捨てること。以下同様とする。)を記載すること。
- 5 ②の欄は、①の専用部分の延べ面積のうち、この申告書に係る事業所部分の延べ面積(以下「専用床面積」という。)を記載すること。  
なお、この専用床面積は、第44号様式別表1の「専用床面積②」の欄と一致するものであること。
- 6 ③の欄は、④の欄の数値を記載すること。
- 7 ⑦の欄は、次により記載すること。ただし、㉗、㉘及び㉙の欄は、特定防火対象物である事業所等について記載すること。
  - (1) ㉗の欄は、共用部分の床面積(以下「共用床面積」という。)のうち、地方税法施行令(以下「政令」という。)第56条の43第2項に掲げる消防設備等に係る床面積を記載すること。
  - (2) ㉘の欄は、共用床面積のうち政令第56条の43第3項第1号イ、第4号及び第5号イに掲げる避難階段等に係る床面積を記載すること。
  - (3) ㉙の欄は、共用床面積のうち政令第56条の43第3項第1号ロ、第2号、第3号及び第5号ロに掲げる設備等に係る床面積に2分の1を乗じて得た面積を記載すること。
  - (4) ㉚の欄は、共用床面積のうち、㉗、㉘及び㉙以外の非課税に係る共用床面積を記載すること。
  - (5) ㉗～㉚に記載がある場合は、別表2に準じて、該当項目ごとにそれぞれの床面積を記載した明細を添付すること。